5　区分経理
労働者健康安全機構は、その業務のうち労働者災害補償保険法第二九条第一項の社会復帰促進等事業として行われるものに係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならないこととした。（第一二条の二関係）
6　緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求
厚生労働大臣は、労働災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、労働災害の予防のための調査及び研究を緊急に行う必要があると認めるときは、労働者健康安全機構に対し、必要な調査及び研究の実施を求めることができることとした。（第一六条第二項関係）

五　年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正関係
1　本則上、年金積立金管理運用独立行政法人は、主たる事務所を東京都に置くこととした。（第四条関係）
2　年金積立金管理運用独立行政法人に、役員として、年金積立金の管理及び運用の業務を担当する理事一人を置くこととした。（第六条第二項関係）

六　施行期日等
1　退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等に関する経過措置
廃止団体と退職金共済に関する契約を締結していた事業主が、施行日以後に退職金共済契約を締結し、一の4の㈠の申出をした場合に、当該退職金共済に関する契約に係る掛金の月額が五〇〇〇円未満であったときには、当該退職金共済契約を締結した日の属する月から起算して三年を経過する日の属する月までの間は、掛金月額は、二〇〇〇円以上五〇〇〇円未満の額とすることができることとした。（附則第四条第二項関係）
2　独立行政法人労働安全衛生総合研究所の解散等
独立行政法人労働安全衛生総合研究所は、この法律の施行の時において解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において労働者健康安全機構が承継する等、その解散に関する所要の規定を設けることとした。（附則第八条関係）
3　独立行政法人労働安全衛生総合研究所法の廃止
独立行政法人労働安全衛生総合研究所法は、廃止することとした。（附則第一四条関係）
4　その他
その他所要の経過措置を規定するほか、関係法律について所要の改正を行うこととした。
5　施行期日
この法律は、平成二八年四月一日から施行することとした。ただし、五及び六の4の一部については公布の日から、一の6、二及び六の4の一部については平成二七年一〇月一日から施行することとした。

◇競馬法の一部を改正する法律（法律第一八号）

1　趣旨規定の追加（農林水産省）
この法律は、馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するとともに、地方財政の改善を図るために行う競馬に関し規定することとした。（第一条関係）
2　海外競馬の競走についての勝馬投票の実施
㈠　海外競馬の競走の指定（第三条の二及び第二〇条の二関係）
(1)　農林水産大臣は、海外競馬（海外において実施される競馬であって、我が国と同等の水準にあると認められる競馬の監督に関する制度により公正を確保するための措置が講ぜられているものをいう。以下同じ。）の競走のうち、日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売することができるものを指定することができることとした。
(2)　(1)の指定は、競馬法第一四条又は第二二条において準用する同法第一四条の規定による登録を受けた馬を出走させることができる海外競馬の競走であって、当該登録を受けた馬を出走させた場合に馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与すると見込まれるものについて、することとした。
㈡　海外競馬の競走についての勝馬投票券の発売（第六条及び第二二条関係）
(1)　日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村は、海外競馬の競走について勝馬投票券を発売しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けなければならないこととした。
(2)　農林水産大臣は、勝馬投票の実施体制その他の事情を勘案し、当該勝馬投票が公正かつ適正に実施されると認められる場合に限り、(1)の認可をすることとした。
3　農林水産大臣の権限の委任
この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任することができることとした。（第二九条の三関係）
4　その他
㈠　地方競馬全国協会への交付金
都道府県又は指定市町村は、農林水産省令で定める期間における海外競走についての勝馬投票券の売得金の額に応じて、地方競馬全国協会に交付金を交付しなければならないこととした。（第二三条関係）
㈡　勝馬投票券の購入制限の見直し
次に掲げる者は、それぞれ次に定める競馬の競走について、勝馬投票券を購入し、又は譲り受けてはならないこととした。（第二九条関係）
(1)　競馬に関係する政府職員　中央競馬の競走及び地方競馬の競走並びに日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走
(2)　日本中央競馬会の役員及び職員　中央競馬の競走及び日本中央競馬会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走
(3)　日本中央競馬会が委託を受けて競馬の実施に関する事務を行う場合におけるその役員及び職員であって当該委託を受けた事務に関係するもの　当該委託に係る競馬の競走
(4)　都道府県、指定市町村又は一部事務組合若しくは広域連合（以下「都道府県等」という。）の職員であって当該都道府県等が行う競馬に関係するもの　全ての地方競馬の競走及び当該都道府県等が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走
(5)　都道府県、市町村又は一部事務組合若しくは広域連合が委託を受けて競馬の実施に関する事務を行う場合におけるこれらの職員であって当該委託を受けた事務に関係するもの　当該委託に係る競馬の競走
(6)　地方競馬全国協会の役員及び職員　全ての地方競馬の競走及び都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走
(7)　中央競馬の競走に関係する調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者　中央競馬の競走
(8)　地方競馬の競走に関係する調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者　全ての地方競馬の競走
(9)　日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走に関係する調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者　当該海外競馬の競走
(10)　その他競馬の事務に従事する者　当該競馬の競走
㈢　その他
罰則規定その他所要の規定の整備を行うこととした。
5　施行期日
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律（法律第一九号）（法務省）

1　船舶の所有者等がする責任の制限の場合における責任の限度額を一・五一倍に引き上げることとした。（第七条第一項及び第三項関係）
2　この法律は、平成二七年六月八日から施行することとした。